

緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年10月11日 No.40

不当労働行為は法律違反!

盛岡地本管内で組合加入した組合員が現場長へ賃金控除依頼書を受け取りに行った際に組合加入の経緯などを聞き出していたことが判明しました。地本は、不当労働行為に触れるとして、不当労働行為撲滅に向けた緊急申し入れをして団体交渉を行いました。

しかし、会社は「組合加入の経緯や状況を聞くことは、社員とのコミュニケーションの中で否定されることではない。」と、主張しています。



不当労働行為に
抵触しますよ!!!



コミュニケーションとして、組合加入の経緯や東労組に共感したことを聞かせてもらいます。

コミュニケーションの中で意図は無くても組合への
アドバイスをすること自体が不当労働行為です!

コンプライアンスが遵守されているか話し合おう!